

## 1 活動の指針

本会は、学校経営の責任者である校長で組織する。会員は望ましい共生社会の担い手となる子供たちを育成するために、中学校教育の充実に向けた教育改革を推進する。そのため、相互に連携・協力し、自己研鑽を深め、自らの学校経営力及び指導力の向上を図るとともに、教育諸条件の整備・充実に向けた諸活動を推進する。

## 2 活動の目標

- (1) 会員の英知を結集し、学習指導要領の確実な実施、学校における働き方改革の推進、いじめ対策・不登校支援、部活動の地域連携・地域移行などの課題解決に向けた取組、社会的要求の実現を推進する。
- (2) 教育水準の維持・向上を図るために、地区校長会と一体となって、都教育庁等に対して必要な教育諸条件の整備・充実を求める活動を推進する。
- (3) 会員一人一人が、組織の一員として円滑に行動できるように、本会の運営の一層の効率化を図りながら体制の整備に努める。
- (4) 中学校教育の充実のために、関係機関・教育諸団体等との連携を促進し、相互協力による事業を推進する。

## 3 課題への取組

### (1) 教育課程の編成・実施に関わる取組

- ① 学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、確実な実施のために必要な諸課題を整理するとともに、評価の在り方、教育計画作成上の課題など教育課程の編成・実施の適正な在り方に関する研究を推進する。
- ② 今日的な教育課題に対する取組等の実態調査や研究を推進し、適正な教育課程の編成・実施に資する。
- ③ 確かな学力の定着を図るために、生徒の学習状況の的確な把握に基づく指導と評価の一体化の在り方について調査・研究を行うことを通して、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に資する。
- ④ 学力に関する調査の内容・方法・結果の公表等については、より効果的な在り方を検討するとともに、調査の趣旨に基づきその影響等に考慮しながら適正かつ慎重に行うことを国や都等に提言する。
- ⑤ 「特別の教科 道徳」について、各学校の取組等の実態や指導と評価の在り方等について調査・研究を行い、授業改善に資する。
- ⑥ 幼稚園、保育園等も視野に入れた小学校と中学校の連携、中学校と高等学校の連携について、教育課程の編成上の視点から研究し、その課題解決を図る。
- ⑦ アフターコロナの教育活動を推進するための実践の共有化を図り、学校運営の充実・改善に資する。
- ⑧ G I G Aスクール構想の実現及びICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実を図る。
- ⑨ ESAT-J(中学校英語スピーキングテスト)等の教育施策をより有効に活用するための研究を推進し、今日的な教育課題の解決に資する。
- ⑩ チャレンジクラスなどの不登校施策に関する実践の共有や効果検証を行い、不登校に関わる教育課程の編成や学習指導の評価に資する。

### (2) 人権教育の推進

- ① 都教育庁と密接な連携を図り、「東京都人権施策推進指針」に基づき、人権教育推進上の様々な課題解決に向けた研修を推進する。
- ② 各校における人権教育に関する実践及び各地区における取組等の情報交換を行い、人権教育の一層の充実を図る。

### (3) 健全育成等の推進

- ① 健全育成に関する課題を明らかにするために、都内全公立中学校の生徒指導に関する調査を行い、具体的な課題等を共有し、その解決に資する。
- ② 研修や情報交換を通して、各地区の生徒指導・健全育成等に関する現状や課題等を共有し、各校の指導の充実と向上に努める。
- ③ 都民安全推進部や警視庁、東京都公立中学校PTA協議会等と連携・協力し、健全育成の推進に関わる啓発活動を行う。
- ④ 防災教育及び防災体制の充実に向け、各地区の情報の収集及びその提供に努める。

### (4) いじめ、不登校、その他の問題行動への取組

- ① いじめは、どの学校でも起こり得るとの認識の下、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ問題への対応を徹底する。そのために、本会と地区校長会や地区教育委員会等との連携を強化するとともに、いじめ問題の解決に向けた取組について紹介するなどの啓発に努める。
- ② 子供たちの悩みの解決や不登校の解消を図るために、スクールカウンセラーの活用やスクールソーシャルワーカーの配置、校内教育支援センターなどの人的支援について関係機関に求めていく。
- ③ 不登校の解消に向け、関係機関との連携の下、予防及び支援の方策についての研究を推進する。
- ④ インターネットやSNS上で行われる問題行動、心理的暴力行為等の喫緊の課題についての調査及び結果報告を継続的に実施し、生徒の健全育成に資する。また、関係機関と連携し、規範意識の向上及び問題行動の予防に向けた取組等の情報を地区校長会に紹介する。

### (5) 特別支援教育の推進

- ① 特別支援教育を推進する上での予算や人事に関わる問題を取りまとめ、都教育庁と連携・協議して課題の解決に努める。
- ② 特別支援教育コーディネーターの配置や授業時数の軽減を関係機関に求めていく。
- ③ 東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）等に基づき、特別支援教室の運営の充実に向けて、都教育庁と連携・協議する。
- ④ 障害のある生徒及び保護者との合意形成、合理的配慮について連携を図る。
- ⑤ 特別支援教室の運営に係る課題整理と情報共有を行うとともに、都教育庁と連携・協議する。

### (6) 進路指導、高等学校の入学者選抜制度に関わる取組

- ① 進路対策委員会を中心に、令和8年度、公立・私立高等学校の入学者選抜制度について、都内公立中学校生徒に不利益が生じないよう制度上、実施上の課題を整理し、その解決を図るため、都教育庁、都公立高等学校長協会及び東京私立中学高等学校協会等と協同する。
- ② 進路指導及び進路事務が適切かつ円滑に行われるよう、進路対策委員会を通じ、都内公立中学校に適時最新の情報を提供するとともに、地区校長会や地区教育委員会との連携を強化する。
- ③ 就職を希望する生徒の自己実現に向け、就職指導の充実等、関係機関と連携する。
- ④ 広域通信制高校等ますます多様化する生徒の進路に関する課題に対応するため、全日本中学校長会との連携を強化する。
- ⑤ ESAT-J(中学校英語スピーキングテスト)の結果の活用について、都教育庁と連携して進めていく。

### (7) 教員の働き方改革を踏まえての教育諸条件の整備及び服務・人事等に関わる取組

- ① 教育水準や教育環境の向上に向け、地区校長会の意見を集約し、関係機関に働き掛ける。
- ② 校長のサービスの取扱いについて、本会及び地区校長会の活動が停滞することのないよう、活動内容の精選や重点化を図るなど、運営の工夫・改善に努める。

- ③ 副校長の校務改善については、都公立中学校副校長会と連携し、その内容や方法を検証する。
- ④ 学校経営の充実のために、校長の人事構想に基づく人事異動が適切に実施されるように、都教育庁に働き掛ける。
- ⑤ 学校の教育活動の充実と課題解決に資するために、再任用制度等の在り方や異動、教科間のアンバランス等について情報を収集し、適切な人的措置や授業の持ち時数等の改善が図られるように、都教育庁に働き掛ける。
- ⑥ 勤務時間の短縮と総授業時数の増加に伴い、教員勤務実態調査に基づき、勤務の在り方について研究し、職務内容に応じた適正な勤務時間の割り振りが可能となるように、都教育庁等に働き掛ける。
- ⑦ G I G Aスクール構想における校務改善に向けた I C T環境の整備を推進、見直しをするために都教育庁に働きかける。

#### (8) 部活動に関わる取組

- ① 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」、「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」及び各地区の運動部活動等の方針に基づき、部活動を適正に実施するとともに、都中学校体育連盟や都中学校文化連盟等の関係団体との連携を密にし、実施上の課題について、都教育庁及び地区教育委員会等と連携してその解決に努める。
- ② 部活動顧問教員等の処遇改善について、都教育庁に働き掛ける。
- ③ 長期休業日の短縮や土曜授業及び学校閉庁日(閉校日)の増加傾向及び感染症対策を踏まえ、望ましい大会運営の在り方を研究し、関係諸団体と共に実態に基づく課題の解決に努める。
- ④ 教員の働き方改革を踏まえて、部活動指導員等の配置状況の把握と適切な配置や運用について関係機関に働きかける。
- ⑤ スポーツ庁及び文化庁において策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、都教育庁及び地区教育委員会等と連携して円滑な整備・運営、実施に努めていく。

#### (9) 修学旅行に関わる取組

- ① 修学旅行実施上の課題を把握し、一層充実した修学旅行を実施するために、関係機関との協議を行う。
- ② 令和7年度修学旅行の円滑な実施のために、連合体輸送の運営にあたる。
- ③ 令和9年度修学旅行の円滑な実施を目指し、連合体輸送の立案とその具体化を図る。

#### (10) 学校の管理運営の課題

- ① 教育課程の円滑な実施と人事考課を一層適切に実施するために、各校が抱える課題を把握し、都教育庁と連携・協議して課題の解決に努める。
- ② 教員の資質向上のために、研修体系の在り方やO J Tの推進等について調査研究し、情報を提供する。
- ③ 各校が行う学校評価システムに関する課題について研究し、学校経営の改善や教員の資質・能力の向上に資する。
- ④ 都教育庁、地区教育委員会、都公立中学校副校長会と連携し、教育管理職を目指す人材の発掘・育成に努める。また、選考制度の課題を明確にするとともに、管理職の育成に向けた具体的な提言を行う。

#### (11) 福利厚生

- ① 会員が公立学校共済組合、教職員互助会等の福利厚生に関する事業や活動に積極的に取り組むように、

啓発活動を行う。

- ② 本会の組織・運営の改善・充実のために、効率的な予算執行を図る。
- ③ 年金制度や再任用・非常勤教員希望者の勤務条件等の改善・充実を求めていく。
- ④ 地方公務員法等の改正による定年延長と役職定年等の実施を受けて、制度過渡期における例外措置等の円滑な実施に向け、関連機関と連携し情報提供を図る。

#### 4 組織活動

##### (1) 役員会、理事会の活動

- ① 役員会・理事会は、本会の運営及び事業についての企画・立案、連絡・調整及び会務の執行にあたる。

##### (2) 地区代表者会・区市等校長会長連絡会の活動

- ① 地区校長会が相互に情報の共有化と連携を図り、本会の取組を一層充実させる。
- ② 地区教育委員会独自の事業や緊急の課題について、全都的に情報を収集し、その調査結果の共有を図るとともに課題の分析・報告を行い、地区校長会の活動の充実に資する。
- ③ 行政説明を重視し、時宜を得た情報収集及び情報交換の場とする。

##### (3) 各部・各委員会の活動

- ① 年度当初の部会・委員会等において、活動計画と組織づくりを行い、活動内容や課題等を明確にし、課題解決に向けた取組の充実を図る。
- ② 各部・各委員会は学校運営上の諸課題への調査・研究・発表、また、課題解決への具体的な取組を行う。

##### (4) 東京都中学校校長会の活動の情報を共有化するためのICT活用の推進

- ① 活動の情報を共有するため、定期的な会報の発行を行う。また、本会のホームページの充実に努め、会員に最新の情報を提供する。
- ② メールを活用やデータベースの構築等、本会の情報化を進め、活動の効率化を図る。
- ③ インターネットを活用した効率的・効果的な調査の実施を推進する。

##### (5) 関係機関・教育諸団体との連携及び対応

- ① 指導部、人事部等の都教育庁各部との定期的な連絡協議会等を通して、中学校の実態に即した施策の展開に向けた提言をする。
- ② 東京都公立小学校長会、東京都公立高等学校長協会、東京都公立中学校PTA協議会等との連携を通して、校種を越えた学校教育の適正な実施を推進する。
- ③ 全日本中学校長会との連携を図り、「全日中教育ビジョン 学校からの教育改革」の具現化に努める。
- ④ 中学校教育の充実に資するために、東京都中学校教育研究会をはじめとする各教育研究会等との一層の連携を図る。また、中学校教育の充実・発展に寄与してきた東京都中学校教育研究会等の活動の意義を重視し、予算や条件整備の充実を都教育庁及び地区教育委員会に働き掛ける。